

# ごみ処理施設建設候補地公募要項

## 1. 趣旨

南部広域行政組合は、南部地域のごみ処理の効率化と構成市町村の財政負担の軽減のため、平成30年4月より3清掃組合（糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ））との組織統合を行い、ごみ処理広域化の実現に向け現在稼働している糸豊環境美化センター（糸満市）、東部環境美化センター（与那原町）を一元化した新たなごみ処理施設の建設候補地の選定に取り組んでおります。

ごみ処理施設は、都市計画法に位置付けられた都市施設であり、私たちの生活に欠かすことのできない施設であるだけでなく、近年では、地域防災拠点としての活用や焼却による熱エネルギーを回収し近隣施設へ電力・余熱を供給するサーマルリサイクル施設としての活用など、まちづくりに重要な施設であると考えております。

新たなごみ処理施設建設候補地の選定については、当組合において数箇所の候補地を抽出し比較・評価をするだけでなく、地域の皆さまにもごみ問題への関心を高めて頂き、環境対策や周辺環境の整備など当組合と地域の皆さまと一緒に知恵を出し合うことが最善と考え、ごみ処理施設建設候補地を公募致します。

## 2. 施設整備の考え方

### 1) 施設の基本方針

- ①新たなごみ処理施設は、最新技術を活用し地域の生活環境を保全する安心・安全な施設の整備に努めます。
- ②新たなごみ処理施設は、単なるごみ焼却施設としてではなく、焼却による熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル施設として発電・余熱利用の有効活用を検討するとともに、環境学習機能の充実を図り循環型社会形成に寄与する施設の整備を目指します。
- ③新たなごみ処理施設の運営については、地域住民へ積極的な情報発信を行い地域に開かれた施設運営を目指し、地域住民との信頼関係の構築に努めます。

### 2) 施設の概要

新たなごみ処理施設の業務内容は、可燃ごみ処理及び不燃・粗大ごみ処理とします。

- ①可燃ごみ処理（焼却）施設は、279 t/日とし、敷地面積は34,000 m<sup>2</sup>程度とします。
  - ②不燃・粗大ごみ処理（破碎）施設は、12 t/日とし、敷地面積は1,800 m<sup>2</sup>程度とします。
- よって、新たなごみ処理施設の敷地面積は、35,800 m<sup>2</sup>（約10,830坪）程度とします。

## 3. 建設候補地の公募について

### 1) 公募期間

平成30年11月1日（木）～平成31年1月31日（木）まで ※締切日当日消印有効

## 2) 対象区域

糸満市、豊見城市、八重瀬町、与那原町、西原町

※ただし、除外区域図（別紙）に該当する区域は対象外とします。

※最終処分場を建設中の南城市は、類似施設の併設を避けるため除外区域とします。

## 3) 応募者

糸満市、豊見城市、八重瀬町、与那原町、西原町内各自治会（区）

※応募候補地が他自治会（区）にまたがる場合は、当該自治会（区）と連名で応募して下さい。

※個人又は法人等による応募は受けません。

## 4) 応募条件

・概ね 35,800 m<sup>2</sup>（約 10,830 坪）程度の用地が確保できること。

・自治会（区）内住民の合意形成が図られていること。

※応募候補地が他自治会（区）にまたがる場合は、当該自治会（区）内住民の合意も得られていること。

※応募にあたり当該市町の同意は必要としませんが、応募候補地が当該市町の土地利用計画等に支障を及ぼす恐れがある場合は、応募候補地を候補地選定から除外する場合があります。

## 5) 地域振興策について

南部広域行政組合では、現在、南城市に建設中の最終処分場建設地自治会を中心に当該自治会や構成市町と協議のうえ、各自治会で抱える課題解決のため、地域振興策を実施しました。



集落道路アスファルト舗装



新公民館建設

上記地域振興策の他に、公民館用・自治会行事用の備品購入（天幕テント・集塵機・カラオケ設備・折り畳み座卓等）、集落内の LED 防犯灯設置や放送設備（スピーカー）増設等の振興策を実施してきました。新たなごみ処理施設建設に係る具体的な地域振興策については、建設地決定後に当該自治会（区）や構成市町との協議により決定します。

## 6) 応募方法

必要書類を郵送（封書）又は直接持参により南部広域行政組合新炉建設準備室若しくは各市町環境衛生担当課窓口へ提出して下さい。

## 7) 必要書類

- I. 応募用紙（別紙1）
- II. 応募候補地位置図（別紙「除外区域図」に応募候補地を塗りつぶして提出すること）
- III. 応募候補地の地籍併合図（応募候補地の地番を塗りつぶして提出すること）  
※応募にあたり、お問い合わせ頂ければ当組合で地籍併合図をご用意致します。
- IV. 自治会員・区民の合意を得たことが分かる書類（評議会・総会等の議事録や会議資料など）

## 4. 応募後の流れ

今回応募いただいた候補地については、応募条件を確認したうえで各種法規制の該当状況、地形・地質の適否状況、敷地内施設配置、収集運搬効率などの評価項目に従って慎重に比較・評価を行い、当組合より抽出・選考した候補地と併せて総合的に判断し候補地を選定します。

（応募から候補地選定までの流れ）

- ・ 応募期間・・・・・・・・・・・・・・・・平成30年11月1日～平成31年1月31日まで
- ・ 応募候補地の各種評価項目の調査・・・・・・・・平成31年2月上旬～中旬ごろ
- ・ 応募候補地の評価・・・・・・・・・・・・・・・・平成31年2月中旬～下旬ごろ
- ・ 抽出候補地及び応募候補地の総合評価・・平成31年2月下旬ごろ

## 5. その他事項

- ・ 応募候補地が建設地に決定した場合は、当組合と応募自治会との建設合意に関する覚書を締結して頂きます。
- ・ 候補地応募の検討にあたり、評議会や自治会員（区民）への説明会、類似施設等の視察を希望する場合は、南部広域行政組合新炉建設準備室又は各市町環境衛生担当課までお問合せ下さい。

## 6. 問い合わせ先

- ・ 南部広域行政組合新炉建設準備室（TEL：098-998-8857 / FAX：098-998-9420）  
〒901-0401 八重瀬町字東風平965番地 南部総合福祉センター2階
- ・ 糸満市市民健康部市民生活環境課（TEL：098-840-8124 / FAX：098-840-8155）  
〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地
- ・ 豊見城市市民部生活環境課（TEL：098-850-5520 / FAX：098-850-5820）  
〒901-0292 豊見城市字翁長854番地1
- ・ 八重瀬町住民環境課（TEL：098-998-8203 / FAX：098-998-2396）  
〒901-0492 八重瀬町字東風平1188番地
- ・ 与那原町生活環境安全課（TEL：098-945-4688 / FAX：098-946-6074）  
〒901-1392 与那原町字上与那原16番地
- ・ 西原町総務部生活環境安全課（TEL：098-945-5018 / FAX：098-946-6086）  
〒903-0220 西原町字与那城140番地の1